

(案)

高等養護学校の分教室設置にむけて

—「高等養護学校分教室設置協議会」のまとめ（提言）—

平成26年 2月

高等養護学校分教室設置協議会

目 次

はじめに	1
I 協議会設置までの経過	2
II 高等学校に高等養護学校の分教室を設置することの意義	3
1 共生社会の実現	3
2 職業教育の充実	4
(1) 各コースの学習内容と就職先及び業務内容の現状	4
(2) 職業教育における実習の効果	4
(3) 分教室における職業教育の効果	4
(4) 効果実現に向けての新たなコースの設定	5
III 高等養護学校の分教室設置に向けて	8
1 高等養護学校生の分教室での活動	8
(1) 目指したい分教室	8
(2) 分教室での学習	8
(3) 高等養護学校としての仲間づくり	9
(4) 柔軟な体制	9
2 分教室を円滑にスタートさせるための取組	10
(1) 相互理解の推進の在り方	10
(2) 実務上の進め方	11
(3) 情報提供の在り方	11
IV 分教室を設置する高等学校について	12
1 ふさわしい高等学校の要素	12
2 分教室設置が考え得る具体的な高等学校	12
3 よりよい分教室とするための留意事項	14
(1) 小・中学校へのアプローチ	14
(2) 高等養護学校と高等学校との連携	14
(3) 奈良東養護学校高等養護部の在り方	14
(4) 分教室の点検・評価の在り方	15
(5) 離職者に対するセーフティーネット	15
おわりに	16

はじめに

昨年、日本が一つになり、大いに盛り上がった話題として「2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催」決定のニュースがあります。最後のプレゼンテーションでは、大学生の時の病により、義足となったアスリートのスピーチが、多くの審査員に感銘を与えたと聞いています。また、「東京オリンピック」という表現ではなく、「オリンピック・パラリンピック」と、二つの大会を並べての言葉が当たり前のように報道されたことからも、時代が「共生社会」の実現に向かっている、あるいは向かおうとしていることの、一つの現れだと感じたところです。

医学界においても、アメリカ精神医学会の診断基準であるDSMが改訂されDSM-5となり、そこでは、これまでアスペルガー障害などのサブカテゴリーを含む広汎性発達障害と呼ばれていたものが、「自閉症スペクトラム障害」という一つの診断名に統合されました。これは、障害とは、細分化され、固定されたミニマムな状態を指すのではなく、その人が有する特性の全体像であるという考えに基づくものです。まさに一人一人の全体像を捉え、必要な支援を考えていくべきであるという方向性につながるものと考えられます。

教育の世界では、平成19年4月、国において、特別支援教育が制度化されて以来、多様化する教育的ニーズに応えるため、特別支援教育は、さまざまな場面で推進されてきました。そこでは、より個に焦点を合わせた教育的支援の在り方に着目し、検討や実践が行われてきました。さらに現在、特別支援教育は、個への対応だけでなく、障害のある人もない人も、共に生きるインクルーシブの理念を踏まえて進んでいるところです。このことは、「障害者の権利に関する条約」にも示されており、世界的な潮流でもあります。特別支援教育には、障害のある生徒と障害のない生徒が、共に成長し、お互いの社会参画の礎を築き、「共生社会」に寄与する人づくりを推進する、という大きな使命が課されていると考えております。

本協議会でも、こうした社会の流れを踏まえ、すべての子どもが共に生きる「共生社会」を築くことを念頭に、その具体策として、高等学校に高等養護学校の分教室を設置することを目指して検討を重ねてきました。ここにその内容を整理し、報告します。この報告を基に、関係の方々の御理解と御協力を得て、高等学校に高等養護学校の分教室を設置するための当面の計画を早急に策定されることを切望いたします。

末筆ながら、副委員長としてご助言をいただきました、元奈良教育大学特任教授 河合淳伍様をはじめ、協議会各委員の皆様、さらには御協力をいただきました多くの方々に心より御礼申し上げます。

平成26年2月

高等養護学校分教室設置協議会
委員長 飯田順三

I 協議会設置までの経過

県立高等養護学校と県立奈良東養護学校高等養護部は、自力通学ができるなど一定の社会的適応力を有する知的障害者を対象に、「社会自立」を教育目標として取り組んでいる。とりわけ、働くことを通して社会に参加する、「職業自立」を目指した教育に力を注いでいる。生徒の多くは企業就職を希望しており、卒業後の進路として、約7割の生徒が、一般企業での就職を実現している。在籍生徒の95%は、中学校で特別支援学級に在籍しており、近年、特別支援学級に在籍する知的障害生徒数の増加に伴い、両校の入学選抜においては、募集人員を超える応募者数となってきている。

そんな中、特別支援教育の適正な推進を図るため、平成22年5月に学識経験者、教育関係者、行政関係者、保護者等による構成で設置された「奈良県の特別支援教育検討委員会」

(*) より、本県における今後の特別支援教育の方向性について報告をいただいた。その報告に基づき、県教育委員会では、グランドデザインを平成23年3月に策定した。グランドデザインでは、知的障害特別支援学校高等部における過密解消を図るとともに、「地域に根ざした教育」の観点から、高等学校に特別支援学校の分教室を設置し、高等学校における特別支援教育の質の向上と、特別支援学校に高等学校の専門教育の指導内容を取り入れることを目指し、交流及び共同学習を進めることを示した。

一方、平成23年11月には、知事を座長として、市町村長、経済界、保護者、公私教育関係の各代表が一堂に会して、地域の次代を担う子どもたちのために、地域教育力の向上を目指す「地域教育力サミット」が始まった。その第3部会「障害者の就労、社会参加教育部会」においては、高等養護学校において、就職率100%を目指す取組についての議論がなされた。そこでは、高等養護学校の「就職率100%」を目指した取組と、障害のある者が地域で働けるための「はたらく応援団」づくりを進めることについて確認された。中でも、高等養護学校については、専門学科・コースを有する高等学校を中心に分教室を設置し、高等養護学校と高等学校の生徒とが、学習活動、行事や部活動において交流及び共同学習を行うことの効果について検討がなされ、有効な取組であるという方向性が示された。

このように、様々な方面から、高等学校に高等養護学校の分教室を設置することについての意義は深い、という意見が挙げられた。このことを踏まえて、示された方向性について具体化するため、高等養護学校分教室設置協議会を設置した。

なお、本協議会は、高等学校に高等養護学校の分教室を設置することについての協議を目的とするが、同様の教育目標をもつ奈良東養護学校高等養護部の在り方についても、併せて協議することとした。

* 参考 1 「奈良県の特別支援教育検討委員会」構成委員

II 高等学校に高等養護学校の分教室を設置することの意義

1 共生社会の実現

我が国の特別支援教育は、子どもたちの基本的人権を尊重し、個々の発達の可能性を引き出すことを目指して進められてきた。

平成23年8月5日に施行された障害者基本法の一部を改正する法律では、第一章に「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する」ことが、目的として掲げられた。

この共生社会の実現に向けて、特別支援教育の果たす役割は大きく、次代を担う子どもに対し、学校において、特別支援教育を率先して進めていくことは、インクルーシブな社会の構築につながるのである。そこでは、障害のある人が、地域社会の中で積極的に活動し、その一員として豊かに生きることができるよう、地域の同世代の子どもや人々との交流等を通して、地域コミュニティの基盤を形成することが求められている。このため、可能な限り共に学ぶことができるよう配慮することが必要である。また、特別支援教育を通して、障害のある人もない人も共に学び合い、生きていくことで、障害のある人が社会の構成員として活躍できるよう、世の中の全ての人が力を合わせてその基礎を作っていくことが求められている。併せて、去る平成25年12月4日には、障害者への差別を禁じ、社会参加を促進する障害者権利条約が、国会において承認された。

こうした社会の流れを踏まえて、共生社会に向かう具体策として高等学校に高等養護学校の分教室を設置することが考えられる。そのことによって、双方の生徒が、相互理解を深められるとともに、高等養護学校の生徒には、専門学科・コースのある高等学校の専門性の活用を、高等学校生徒には、発達障害等をはじめとする障害についての理解を、それぞれ期待できるようになり、共生社会の構築につながるものと考える。

平成25年7月に奈良県教育委員会が全国を対象（政令指定都市は除く）に行った、「高等学校に特別支援学校の分校又は分教室を設置した後の変化について」の調査（＊）では、「設置後の高等学校の生徒の変化」に関して、17の回答中、14府県で影響があったとの回答があった。それらは、「お互いが認め合い、協力し合う等、成長がみられた」「高等学校生徒の進路に影響を与えた」「高等学校での生徒指導の数が減り、学校が落ち着いた」等、互いを認め合い、支え合う精神を身に付けたという肯定的な回答であった。

生徒たちは、障害のあるなしに関わらず、卒業後は共に社会で生きていく。そのために、生徒にとって実社会への準備段階ともいえる学校の中にこそ、共に学ぶ枠組みを整えておくことが大切である。そうすることで、将来、お互いに、自然に支え合い、認め合う力が育ち、あるがまま、正々堂々と生きていくことができると考える。

高等学校に高等養護学校の分教室を設置することの意義は大きい。

* 資料 1 「高等学校に特別支援学校の分校又は分教室を設置した後の変化についての調査のまとめ」

2 職業教育の充実

前記、地域教育力サミット第3部会では、部会長より「高等養護学校の生徒に、卒業したら就労することが当たり前であるという意識を育てて欲しい」という御意見をいただいた。その言葉には、高等養護学校の生徒に、将来、社会的・職業的に自立し、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現するための力を付けてほしいとの期待が込められている。職業教育の更なる充実に向けて、今まで高等養護学校で培ってきた学習内容を基盤に、就職先の状況等を踏まえて、高校生と共同学習が可能な職業に関する新たなコース案を検討する必要がある。

(1) 各コースの学習内容と就職先及び業務内容の現状

現在、高等養護学校では「流通サービス」「農工業」「家政」のコースを、奈良東養護学校高等養護部では「福祉・くらし」「農園芸」のコースを設定している。一方、就労先は、業務内容から大きく6つに分類できる。「資料2」(*)の図は、各コースの学習内容と就労先との結びつきを示したものである。現行のコースで学んだ知識が就職に直結する例もあるが、図で示されているように、そうでないコースもあり、職業教育の更なる充実には、職業に関するコースを整理する必要がある。

* 資料 2 「学習内容と就職先及び業務内容との関係」

(2) 職業教育における実習の効果

専門的な技能や能力を育成するには、様々な経験を積むことが極めて有効である。このため、高等養護学校においては、平成25年度より積極的に職場実習を取り入れた新しい実習体制の実施や、職場実習を補完する専門教科における演習（農業大学との連携・スーパーへの野菜の納品・地域の清掃活動・各種地域活動への参加等）の取組を進めてきている。職業に関する専門的な技能や能力を就職後に生きた力とするためには、様々な取組を学校だけで完結させるのではなく、社会の中での実体験を積み重ねていくことが大切であり、一層発展的に取り組むことが必要である。

(3) 分教室における職業教育の効果

職業教育は、社会的・職業的自立に向けて、基盤となる技能や能力を育成する上で、極めて重要なものである。とりわけ、社会が大きく変化する時代においては、より専門的な技能や能力の育成が不可欠であるだけでなく、併せて、多様な状況に対応し得る態度や能力の育成が求められる。

高等学校に高等養護学校の分教室を設置することで、職業教育の専門性の共有が可能になる。高等学校と高等養護学校とでは、習得させたい専門的な知識や技能は、全てが同じではない。しかし、高等学校の教員集団がもつ職業教育に関する専門的な知識や技能と、高等養護学校の教員集団のもつ特別支援教育に関する専門性な知識が、専門的な施設設備のある高等学校という場において融合することにより、一層充実した豊かな学びが実現可能になり、高等養護学校の生徒が、専門的な知識や技能を習得するには、大いに効果があると考える。

もちろん、専門的な知識や技能は、実際に就労してから各現場で身に付ける部分が多いが、企業からは、前もって「職業の内容についての経験や知識が、あるのとないのとでは、生徒の自信の度合が異なり、仕事に対する意欲も違う。」とよく聞く。そこからも、各コースごとに専門的な教育を行うことで、生徒の意欲や自信を育てられると考える。

さらに、専門的な知識や技能に関する資格取得を目指す高等学校生徒の姿を見るこにより、高等養護学校の生徒も、資格取得を目指す意欲が育つ。もちろん、特別支援学校の生徒が資格を取得することは、かなりハードルが高いものであろうが、資格という高い専門性を目指すこと、そのプロセスも大切にしたい。このことにより、目標に向かう意欲や態度、自信を育成できると期待する。是非、「資格」を目指して取り組んで欲しい。

もちろん、あいさつ等の基本的な「マナー」、仕事を継続し得る「体力」、対人関係の基礎となる「コミュニケーション能力」を育成していくことの重要性は言うまでもないことである。このことは当然、家庭と連携する中で、小・中学校段階からもしっかりと意識して取り組むべきことである。そのようにして取り組んできたことを基本にして、高校生との交流及び共同学習によって、社会性や協調性が一層育まれ、職業的自立に向けて必要な態度や能力の育成にも大いに効果が期待できる。

* 資料 3 「目指したい就労先や業務内容から見た、専門的な技能・能力を習得するための取組」

(4) 効果実現に向けての新たなコースの設定

以上の観点に加えて、新たなコースを設定する際の条件としては、高等養護学校生の興味・関心が高く、意欲的に学ぶことができることなどが挙げられる。生徒の「こんなことを高校生活でしてみたい」「こんな仕事をしてみたい」という希望や目標を基に、自己決定できるようなコースを設定することが重要である。

なお、近年、障害のある人の芸術活動が注目され始めており、本県においても、県立美術館において特別支援学校アート展等が開催されている。また、事務関係に就職した高等養護学校の卒業生が、ポスター作成等のデザインの技術を活かして活躍している。このような状況からも、現行の職業教育に関するコースにはないが、芸術関係のコースを設ける必要性を検討した結果、加えることとした。

職業教育の更なる充実に向けて、次の図のような新たなコースを提案する。

◎ 「効果実現に向けての新たなコースの設定」についての提案

「環境サービス」関係

→ こんなことをしてみたい人に……

体を動かすことが好きで、掃除や洗濯が得意になりたい
掃除などきれいになって、人に喜ばれるのが楽しい

→ 専門的な学習内容(例)

清掃道具取扱・清掃活動・クリーニング道具取扱・クリーニング業務

→ 主な演習内容や実習場所

洗濯業(クリーニングなど)・建物サービス業(ビル清掃・床磨きなど)



「流通サービス」関係

→ こんなことをしてみたい人に……

パソコンが好きで、パソコンの技術を高めたい
整理・仕分け作業など事務の技術を高めたい
人と係わることが好きで、お店で、販売や接客をしてみたい



→ 専門的な学習内容(例)

パソコン等事務作業・流通作業(バックヤード・品だし・仕分け)・接客

→ 主な演習内容や実習場所

小売り業(スーパー・マーケット・家電量販店など)・運送業・飲食業

「ものづくり」関係

→ こんなことをしてみたい人に……

自分で新しい物を作るのが好きで色々な物を作りたい
機械が好きで、木工機械・ミシン等を使った作業をしたい



→ 専門的な学習内容(例)

造形作業・機械操作・被服裁縫

→ 主な演習内容や実習場所

各種製造業(縫製工場・プラスティック製造・印刷業など)
工芸(窯業)・木工作品等

「食品加工」関係

こんなことをしてみたい人に……

調理が好きで、いろいろなメニューを考えたい。食品もつくりたい
作った食品をみんなに食べてもらいたい

専門的な学習内容(例)

みそ・パン等食品製造補助・加工食品販売

主な演習内容や実習場所

食料品製造業(パン・菓子・みそ製造など)飲食店・福祉施設等の調理業務



「農園芸」関係

こんなことをしてみたい人に……

農作物や園芸など、土にかかわることがしてみたい
動物が好きで、動物とふれあっていていい

専門的な学習内容(例)

農園芸に関する機械操作・野菜栽培・野菜収穫・花作り

主な演習内容や実習場所

農業(造園業・畜産・米・野菜・果樹など)・ペットショップ



「福祉・くらし」関係

こんなことをしてみたい人に……

人の役に立つことが好きで、いろいろなお手伝いがしてみたい
人にかかわることが好きで、小さな子どもや、お年寄りとかかわりたい

専門的な学習内容(例)

「病院作業(リネン・清掃等)・介護補助・保育

主な演習内容や実習場所

社会福祉・介護事業(病院・老人福祉施設・保育園等)



「芸術表現」関係

こんなことをしてみたい人に……

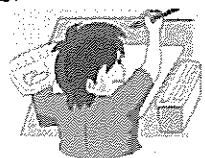
イラストやデザインが好きで、自分でも漫画をかいたり、ポスターを作ったりしたい
造形活動で作品を製作したい
楽器演奏やダンスで気持ちを表現して人とかかわりたい

専門的な学習内容(例)

デッサン・デザイン・パソコンデザイン・ポスター製作
ものづくり(裁縫・木工作品)
音楽等による身体表現活動

主な演習内容や実習場所

デザイン業(美術館など)写真業・その他(書店・図書館)



III 高等養護学校の分教室設置に向けて

1 高等養護学校生の分教室での活動

高等学校に高等養護学校の分教室を設置することへの期待は大きいものの、その期待に応えるためには、何よりも高等養護学校生が分教室で活動しやすいような環境づくりが重要である。

(1) 目指したい分教室

就職を目指す視点で分教室について考えることは意義深いが、何よりも高等養護学校と高等学校の生徒が、安心して楽しく豊かに学びたい、という思いを一番大切にしなければならない。そのためには、生徒一人一人の期待や不安な気持ちをしっかりと受け止め、その気持ちに対して、どれだけきめ細かな対応が可能であるかということを、まず第一に考えるべきである。そうすることで、高等学校と高等養護学校の生徒達が、精神的に安定でき、かつ心豊かに社会性や生活力を高め、職業自立に向かう姿勢を整えられるものと考える。

(2) 分教室での学習

各高等学校の職業教育に関する専門性を活かして、各分教室ごとに新たなコースを設定する。このことは、各コースの特色を際立たせることになると同時に、学舎も各分教室に分かれることを意味する。つまり、コース選択と同時に学舎（分教室）が指定されることになる。従って、コース選択に関する指導は、より一層慎重に行う必要がある。そこで、分教室で学習を始める時期、職業に関するコース選択の時期に関して、その長所と短所（＊）を中心に検討を重ねた。

職業に関するコース選択に際しては、生徒自身が自己決定できることが最も重要である。そこで、より適切な自己決定ができるよう、どのように支援すべきかについて検討した。まず、選択の時期について、入学前にコースを選択することは、中学校で十分な情報が得られにくい中での選択となる。一方、2年生から各コースに分かれる場合は、入学してから1年間、多くの経験を積みながら、じっくり考えることができ、コースを自己決定する上でも効果的であると考える。その間、教員は、保護者とも連携しながら、様々な活動を通して生徒一人一人の適性を見極め、卒業後の進路を見据えて、十分に話し合う機会をもつことができる。また、こうした関わりを通して、中学校までの経験から、集団の中で自信が持てなくなった生徒にとっても、1年間、じっくりとその思いを受けとめ、自信を熟成させることで、安心した学校生活を送ることにもつながると考える。

当然、入学後にコース選択を行うことは、高等養護学校の教員の負担が大きくなるが、専門性や経験を存分に發揮し、生徒の希望調査等を繰り返し実施するなどして、適切な自己決定に向けて、具体策を検討していく必要がある。

以上のようなことから、1年間かけて職業に関するコースを選択し、実際に、各分

教室に分かれて学習を開始するのは2年生からがよいという結論に至った。

— ◎「分教室で学習を始める時期・コース選択の時期」についての提案 —

- ・1年生全員は高等養護学校において学習し、1年間かけて、職業に関するコース選択ができるよう、希望調査等を繰り返し行うなどの配慮が大切である。
- ・2年生から、職業に関する各コースに応じて本校及び各分教室に分かれて学習を行うことが望ましい。

* 資料4 「分教室で学習を開始する時期・コースを選択する時期についての長所と短所」

資料5 「コース選択方法に関わる長所と短所」

(3) 高等養護学校としての仲間づくり

高等養護学校生同士の集団や友人関係も大切にしたい。2年生から、それぞれの分教室に分かれて学習する際、1年生の時に培った仲間や友人関係を基に、高等養護学校への帰属意識を持ちながら、それぞれの分教室で学習し、進路決定していくことになる。その中で、高等養護学校で学んだという自信と誇りを持ちつつ、社会に巣立つて欲しいと願う。そのためにも、それぞれの分教室に分かれた仲間が、一堂に会して一緒に活動できる機会は必要である。体育大会や文化祭などの行事や、卒業式等の儀式的行事において、それぞれの存在を確認できることが、生徒にとってより安心した学校生活を送る上で、必要不可欠であると考える。

— ◎「高等養護学校としての仲間づくり」についての提案 —

- ・職業に関する各コースに応じて、各分教室に分かれて学習を行うが、儀式的行事など、高等養護学校生全員で行う場面を設定することも考えられる。

(4) 柔軟な体制

選択した職業に関するコースでの学習を卒業まで継続し、深めていくことが、より就職につながりやすく、社会自立に向けた一歩を踏み出すことになると見える。

しかしながら、生徒や保護者にとって、初めてのことに対する不安はあるだろう。そこで、その不安を軽減するため、「柔軟な体制」が必要である。

具体的には、3年生への進級時に、選択した職業に関する各コースについての振り返りを行い、生徒の実態や状況に応じてコース変更を可能にする柔軟な対応が必要となる。

また、コース変更が生じた場合には、生徒の学習環境の変化を最小限にとどめることが重要である。具体的な手立てとして、分教室を変わることなく、同一の高等学校内でコース変更が可能となるように、2つ以上の職業に関するコースを有する分教室を設置することも検討する必要がある。

なお、環境の変化や、高等学校のような大きな集団が極端に苦手な生徒が在籍して

いることも聞いている。その実態から、分教室で学習をしない職業に関するコースを、高等養護学校本校等に設置する必要もあると考える。

◎「柔軟な体制」についての提案

- ・生徒の実態や、状況に応じて、柔軟に対応する体制が必要。
- ・2つ以上の職業に関するコースを有する分教室を設置することも有効。
- ・分教室で学習を行わない職業に関するコースを設定することも効果的。

* 資料 6 「高等養護学校の分教室での活動イメージ」

2 分教室を円滑にスタートさせるための取組

分教室を円滑にスタートさせるには、開始までの準備期間中の取組が重要である。準備期間中に取り組むべき内容を整理し提案する。

(1) 相互理解の推進の在り方

教員への研修を十分に行う必要がある。そこでは、全ての教員が、「発達的な視点」をもって、生徒の理解を深めていくべきである。生徒個々の実態を把握する際に、表面に現れた困難さだけで判断するのではなく、その困難さを引き起こしている背景は何かを考えることが大切である。このことは、従前から生徒指導において言及されてきたことである。それに加えて、その背景の一つとして、障害特性もあり、障害に対する具体的な支援のあり方について考察を深めること、つまり「発達的な視点」をもつことが重要である。さらに、職業教育に関する専門性、思春期の心理的課題等についても、研修を深めていく必要がある。もちろん、こうした研修は、学校全体で取り組むべきである。

また、高等養護学校及び分教室を設置する高等学校の生徒や保護者に対しても、相互理解の推進が必要である。交流学習や見学の経験を重ねることにより、高等学校の生徒や保護者にとっては、障害への理解を、高等養護学校生徒や保護者においては、高等学校への理解を深めていくことが必要である。

多くの高校生は、小・中学校時代に特別支援学級の子どもたちとのふれあいを経験しているはずである。しかし、これまでに、高等学校において障害のある生徒との交流を経験した者は、少ないと思われる。そのためにも、すべての小・中学校において、今まで以上にお互いを知るための学びの場を大切にし、相互理解を図れるような取組を一層推進していくべきである。また、高等学校においては、分教室を設置する高校だけでなく、全ての高等学校に相互理解を図る取組を進めていくべきである。

◎「相互理解」についての提案

- ・高等養護学校と高等学校両校の生徒・保護者・教員が相互理解を図るため、見学、交流などの体験も取り入れた研修等を継続的に行うことが効果的である。

(2) 実務上の進め方

教育課程・年間行事・利用教室等、実際の運営に関わる検討すべき事項は多い。そこで、両校関係者が、課題について綿密に話し合い、相互の合意を得ることが大切である。さらに、養護教諭や特別支援教育コーディネーターの役割や活動内容等についての共通理解も大切である。

生徒の指導に関するこのような様々な事項について、準備期間中に、「分教室設置準備委員会」等を設置し、継続的に準備する場をもつべきである。

なお、分教室開始時に、特別支援教育に関することはもちろんのこと、職業教育や進路指導等に関する専門性が発揮できるような教員配置について、十分に検討がなされる必要がある。

(3) 情報提供の在り方

以上のような取組を深化させ熟成させることが、分教室を円滑にスタートさせることにつながる。そのためには、ある程度の時間が必要なことは当然である。そこで、入学までに1年間、分教室開始までに1年間を準備期間として要すると考えた。

具体的には、分教室で学ぶ生徒が、高等養護学校に入学するのは平成27年度から、分教室での学習を開始するのは平成28年度からが望ましい。

分教室に関して、生徒・保護者・教員が必要としていることは、正確で詳しい情報である。そのニーズに応えるために、できるだけ早く募集要項を整え、情報を提供する必要がある。

◎「分教室を円滑にスタートさせるための取組」についての提案

- ・分教室運営に関わる詳細を検討する場として、高等養護学校及び高等学校関係者を中心とした「分教室設置準備委員会」を設置し、継続的に検討することが必要。
- ・分教室で学ぶ生徒が、高等養護学校に入学るのは平成27年度から、分教室で学習を開始するのは平成28年度からが望ましい。
- ・生徒・保護者・教員に対して、情報を提供するために、募集要項をできるだけ早く整えることが望ましい。

* 資料 7 「高等養護学校分教室を円滑にスタートさせるために」

IV 分教室を設置する高等学校について

1 ふさわしい高等学校の要素

分教室を設置する高等学校を選択するにあたり、職業に関するコースの学習内容に応じた専門学科・コースを有するなど、共同学習が可能な要素を有することは重要である。また、普通科においても、生徒の進路希望に関して、就職や、専門学校などの就職を意識した進路先への進学などが、比較的多いことも必要な要素であると考える。それらの要素に加え、通学時間等を考慮した「交通の利便性」の要素や、学校の規模や男女比等「それぞれの学校のもつ雰囲気」等の要素なども、高等養護学校の生徒がより安心して通学できる高等学校を選択する上での必要条件となってくる。（＊）

* 資料 8 「分教室を設置する高等学校の要素について」

2 分教室設置が考え得る具体的な高等学校

「II－2－(4) 効果実現に向けての新たなコース」で示したコースごとに、共同学習を実施する上で、連携が想定しやすい高等学校を中心に分教室を設置する高等学校について検討した。

○「環境サービス」関係と連携が想定しやすい高校について

特別支援学校の学習内容に準じており、本校での学習を中心に考える。

○「流通サービス」関係と連携が想定しやすい高校について

流通を含め、情報化社会に対応できる専門的な知識、技能を身に付けられる。
専門学校等への進学も視野に入れた幅の広い進路先が考えられる。

「奈良朱雀高等学校」「奈良情報商業高等学校」

「五條高等学校」「二階堂高等学校」

○「ものづくり」関係と連携が想定しやすい高校について

「ものづくり」に必要な機械加工技術の基礎・基本と情報科に対応できるコンピュータ技術を習得できる。

「奈良朱雀高等学校」「御所実業高等学校」

「王寺工業高等学校」「吉野高等学校」

食物・被服等の学習を行える。

「磯城野高等学校」
造形活動等芸術関係の専門の学習を行える。
「高円高等学校」

○ 「食品加工」関係と連携が想定しやすい高校について

「食」と「健康」のスペシャリストを目指すことができる。
「磯城野高等学校」

農作物の加工・流通等に関する内容の学習を行える。
「磯城野高等学校」「山辺高等学校」

○ 「農園芸」関係と連携が想定しやすい高校について

食用・園芸作物の栽培と管理等に関する総合的な内容の学習を行える。
農作物の改良・流通に関する学習ができる。
「磯城野高等学校」「山辺高等学校」

○ 「福祉・くらし」関係と連携が想定しやすい高校について

高齢化社会で必要とされる介護に関する専門知識、技能を身に付けられる。
保育分野や福祉分野について学習し、福祉マインドをもった幅広い人材の育成を図ることができる。
「榛生昇陽高等学校」「磯城野高等学校」
「二階堂高等学校」「大宇陀高等学校」

○ 「芸術表現」関係と連携が想定しやすい高校について

絵画・デザイン等芸術関係の専門の学習を行える。
「高円高等学校」

以上の通り、職業教育に関する共同学習が可能な専門学科・コースを有する高等学校や、普通科においても、生徒の進路希望が、就職や、専門学校などの就職を意識した進路先への進学が比較的多く、職業に関する共同学習が考えやすい、などの要素に加え、先に述べた「交通の利便性」「学校のもつ雰囲気」等についても検討した。その結果、奈良朱雀高等学校、高円高等学校、山辺高等学校、二階堂高等学校、御所実業高等学校、榛生昇陽高等学校、磯城野高等学校、の7校を連携が想定しやすい高等学校の候補としたことにした。

なお、「環境サービス」関係については、前記「柔軟な体制」で提案したように、

分教室で学習を行わない職業に関するコースも必要であると考え、学習の場を高等養護学校本校と考えた。

◎対象となる「分教室設置する高等学校」の候補についての提案

- ・奈良朱雀高等学校、高円高等学校、山辺高等学校、二階堂高等学校、御所実業高等学校、榛生昇陽高等学校、磯城野高等学校、の7校を分教室を設置する高等学校の候補として選定することが望ましい。

3 よりよい分教室とするための留意事項

(1) 小・中学校へのアプローチ

高等養護学校での教育をより意義深いものとするためには、本人や保護者が明確な目標をもって、入学できるような支援が必要である。そのためには、各小・中学校の教員が、正確かつ卒業後の将来を見通した情報を本人及び保護者に伝えながら、丁寧な進路指導を行うことが重要である。このことは、高等養護学校に入学することが進路指導の目的ではなく、あくまで卒業後にどのように社会参画するのか、というキャリアデザインの視点が重要であるということを意味している。

小・中学校でそうした進路指導を進めるためには、高等養護学校からの適切な情報提供（学校見学、教育相談等）を一層充実させることが、必要不可欠である。

(2) 高等養護学校と高等学校との連携

高等養護学校と高等学校の生徒たちが、安心して集える分教室とするためには、全ての教員が、同じ目標をもって、生徒たちの思いを受け止め、支えていく必要がある。そのためには、高等養護学校及び高等学校の教員が、今まで培ってきたそれぞれの専門性を活用することが有効ではあるが、お互いの学校の特質について、理解を一層深めが必要であり、より連携を密にしなければならない。

また、生徒と日々関わりあい、理解し合うことによって、適切な指導と必要な支援ができるよう、強い意志をもって取り組むことが重要である。

さらに、分教室に関わる学校だけに限らず、全ての高等学校の教員についても、特別支援教育についての意識の向上を図ってもらいたい。

(3) 奈良東養護学校高等養護部の在り方

奈良東養護学校高等養護部は、高等養護学校と同様の教育目標をもつことから、高等養護学校と同様に、職業教育の充実やインクルーシブ教育の推進の観点から、高等学校に分教室を設置することが望ましい。しかし、2校それぞれが分教室を設置するより、1年生の基礎的な学習を、統一的に実施していくことがより有効であると考える。そのためにも、奈良東養護学校高等養護部は高等養護学校と一本化していくことが効果的である。

なお、分教室を設置する移行期の一定の期間に限って、卒業まで同一学舎で継続し

て学習を行うコースも必要であり、奈良東養護学校高等養護部がそのコースを担うことが望ましいと考える。

(4) 分教室の点検・評価の在り方

分教室での取組が、今後、一層充実したものとなるように、点検・評価は常に求められる。例えば、各分教室で生じるであろう問題については、分教室の教員を中心に、生徒や保護者と丁寧な相談を各分教室ごとに行うことが重要である。さらに、生徒や保護者と十分に相談した上で、必要に応じて、高等学校とも連携を深めるべきである。その上で、本校である高等養護学校が、各分教室での取組を有機的につなぐことで、高等養護学校としての教育の方向性を、全体で考えていくことが重要である。このように、分教室、高等学校、本校とが有機的に連携できるよう、本校にセンターとしての窓口を設けることも考え得る。

また、10年20年という長期計画の中での分教室の在り方を見据えながらも、分教室での学習等についてのリアルタイムな点検・評価や、高等養護学校生が卒業する3年先での分教室の点検・評価を行うことも大切であり、必要に応じて改善していくといった柔軟、かつきめ細かな姿勢をもつことが必要である。

(5) 離職者に対するセーフティーネット

高等養護学校の卒業生の約7割が就職しているが、中には、卒業後、ほどなくして離職するケースも見られる。現在、卒業後の離職者に対しては、「就業・生活支援センター」や「ハローワーク」等が中心となって、本人の新たな社会参加に向けて取組を進めている。

今後、障害のある人が地域で働き続けるための環境整備として、福祉関係者と教育関係者が連携を深め、「学校卒業後、離職した卒業生を再教育できる体制の充実」の取組等について、継続して研究していく必要がある。

おわりに

この分教室設置協議会の協議にあたり、たくさんの関係者のお力添えをいただきました。まずは、御礼申し上げます。

さて、本協議会では、全ての子どもが共に生きる「共生社会」を築くことを目指して協議を重ねてまいりました。分教室で学ぶことは大変意義があるものであり、現在、小・中学校に在籍している生徒や保護者の皆様にとっても大変関心が高いと考えます。進路選択を考える際に大切なことは一人で判断しないということです。学校見学会等に積極的に参加したり、継続的な教育相談を受けたりすることが大切です。さらに、入学を希望する当該校との関係だけではなく、保護者同士の情報交換や、教育研究所等の第三者機関に相談することも、進路選択に関する情報を得るために大切であると言えます。

このような取組は、分教室だけに関わることではなく、小・中・高等学校すべてに通じる部分があると言えます。どの子にとっても、自分の将来について、しっかりと考え、取り組めるよう支援することが、教育の大きな使命であるからです。誰しも未知の世界に飛び込む時は、不安な気持ちでいっぱいです。そうした気持ちを受け止め、安心して自分の将来に向き合える環境をどのように作り上げるかが一番の課題でしょう。

本協議会においても、子どもたち一人一人を大切にし、さまざまな学びの場をどのように作っていくかについて、熱心な議論が行われました。

是非とも、今回の議論を基にして、奈良県において、全国に先駆けるような、よりよい学びの場を作っていただきたいと思っております。そして、そのことによってインクルーシブな社会を実現することを願ってやみません。

平成26年2月

副委員長 河合淳伍

資料編

資料 1 「高等学校に特別支援学校の分校又は分教室を設置した後の変化についての調査のまとめ」	1
資料 2 「学習内容と就職先及び業務内容との関係」	2
資料 3 「目指したい就労先や業務内容から見た、専門的な技能・能力を習得するための取組」	3
資料 4 「分教室で学習を開始する時期・コースを選択する時期についての長所と短所」	4
資料 5 「コース選択方法に関わる長所と短所」	5
資料 6 「高等養護学校の分教室での活動イメージ」	6
資料 7 「高等養護学校分教室を円滑にスタートさせるために」	7
資料 8 「分教室を設置する高等学校の要素について」	8
資料 9 「分教室設置協議会設置要綱」	9
資料 10 「高等養護学校分教室設置協議会委員名簿」	10
資料 11 「高等養護学校分教室設置協議会の会議の経過」	10
参考 1 「奈良県の特別支援教育検討委員会」構成委員	11

資料 1

「高等学校に特別支援学校の分校又は分教室を設置した後の変化についての調査のまとめ」

1 調査について

実施期間	対象者	依頼数	回答	回収率
H25.6.26～7.5	各都道府県教育委員会特別支援教育担当者	46	44	95.65%

(政令指定都市を除きます)

2 調査結果

設置について	設置都道府県数	分校・分教室設置校数
	17	64

設置後の出願者倍率	上がった(校数)	下がった(校数)	変化なし(校数)	無回答(校数)
	3	2	43	16

設置後の就職率(高等学校)	上がった(校数)	下がった(校数)	変化なし(校数)	無回答(校数)
	5	0	44	15

3 高等学校生徒の様子の変化について(複数回答あり)

様子の変化	都道府県数
交流及び共同学習を通して、生徒の相互理解、協力が促進されている。	14
生徒が特別支援学校との交流及び共同学習に取り組んだ結果、高校生の進路選択に好影響を与えている。	3
分教室の生徒の姿に触れて、自己の生活や態度を見返す契機となっている。	8
交流及び共同学習の授業では、高等学校の生徒が分校の生徒に教えること等で、専門的な知識を確かなものにしている。	3

4 設置高等学校の学科について

学科名	高等学校数
普通科	43
総合学科	7
職業学科	22
普通科+総合学科	8
普通科+職業学科	

* 分校・分教室の設置に関し、高等学校の学科やコースなどの変更があった県はない。

5 設置県(17県)への調査(都道府県を特定しないため、「県」として表記)

調査項目	必要に応じて実施(2)	行事等の交流を実施(14)	無回答(1)
交流及び共同学習の実施(県数)			
施設等の共有(県数)	特別教室等を共有(14)	職員室を共有(0)	無回答(3)
設置に関しての反対(県数)	あった(11)	なかつた(2)	無回答(4)
その後の取組	地元説明会の実施で理解を得た。職員研修を実施し、理解を深めた。高等学校と特別支援学校の事前の交流学習を実施した。		

6 考察

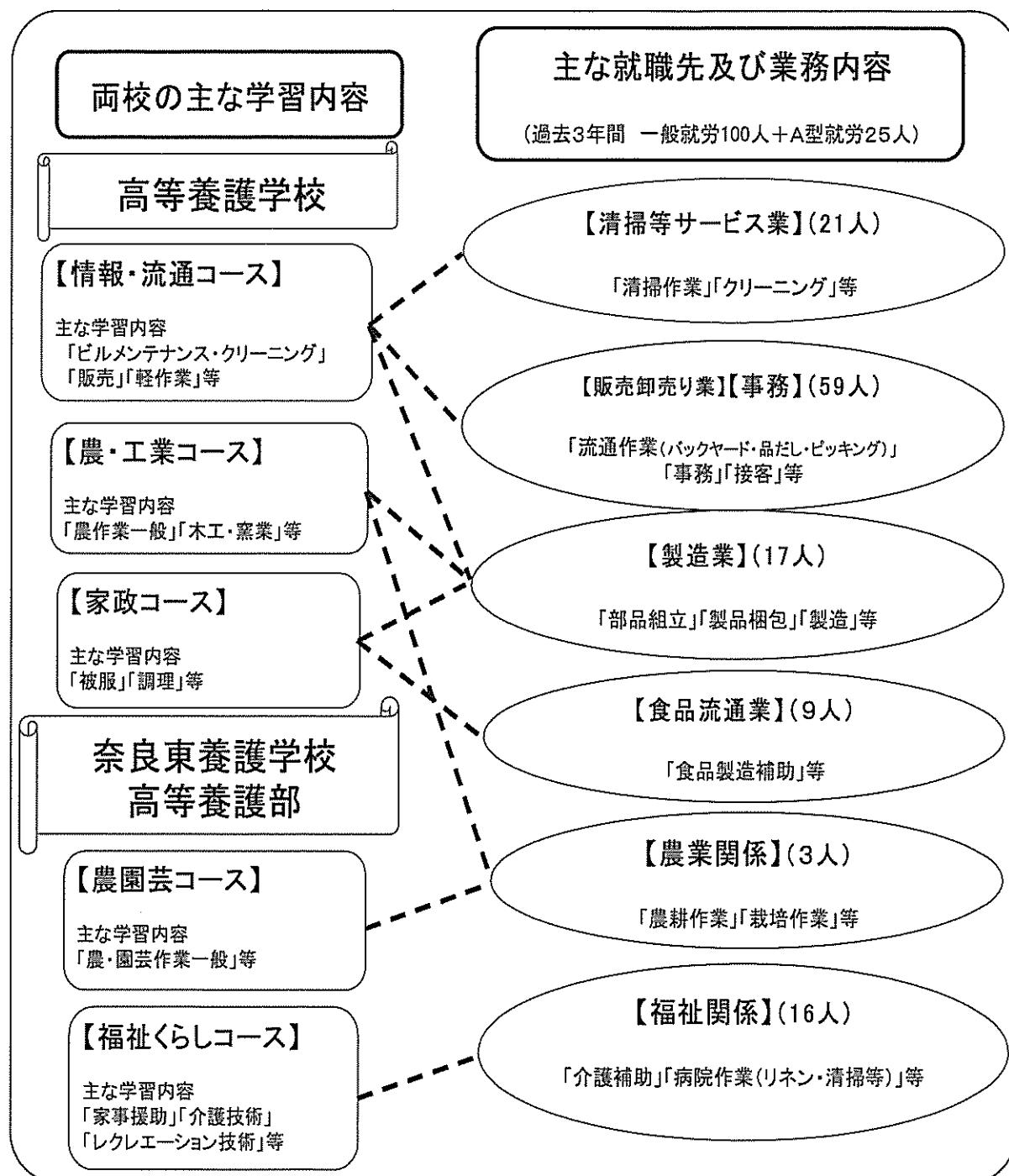
高等学校に特別支援学校の分校・分教室を設置する前には、ほとんどの設置県で、生徒同士のトラブル、地域への悪影響、場所の共有による不具合等の問題が懸念されての反対が多くあったとの回答であった。その大半が、軽度の知的障害の生徒の実態をよく知らないという、誤解から生じることも多く、交流や研修を繰り返すことで理解を進めていくという対策が不可欠であるという回答が多くあった。

分校・分教室設置後の高等学校生徒の変化のエピソードに関しては、「お互いが認め合い、協力し合う等成長が見られた」「本校生徒の進路に影響を与えた」「本校生徒指導の数が減り、学校が落ち着いた」等、インクルーシブ教育の効果が見られ、お互いが大切な学習をしているのではと考える。

こうしたエピソードからも裏付けできるように、分教室を設置することが共生社会を築いていく上で、有効な手立てであると考える。

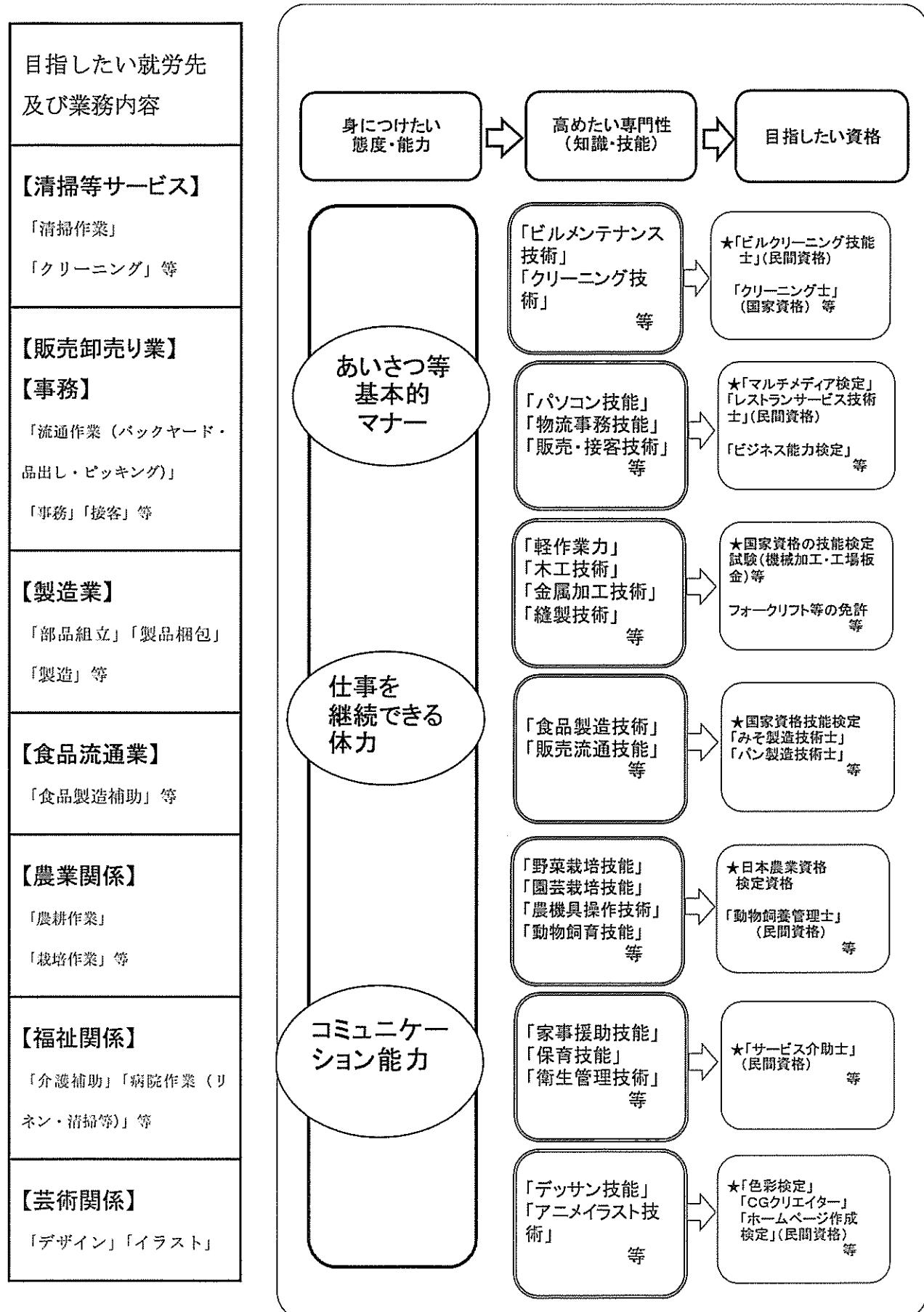
資料 2

学習内容と就職先及び業務内容との関係



資料 3

目指したい就労先や業務内容から見た、専門的な技能・能力を習得するための取組

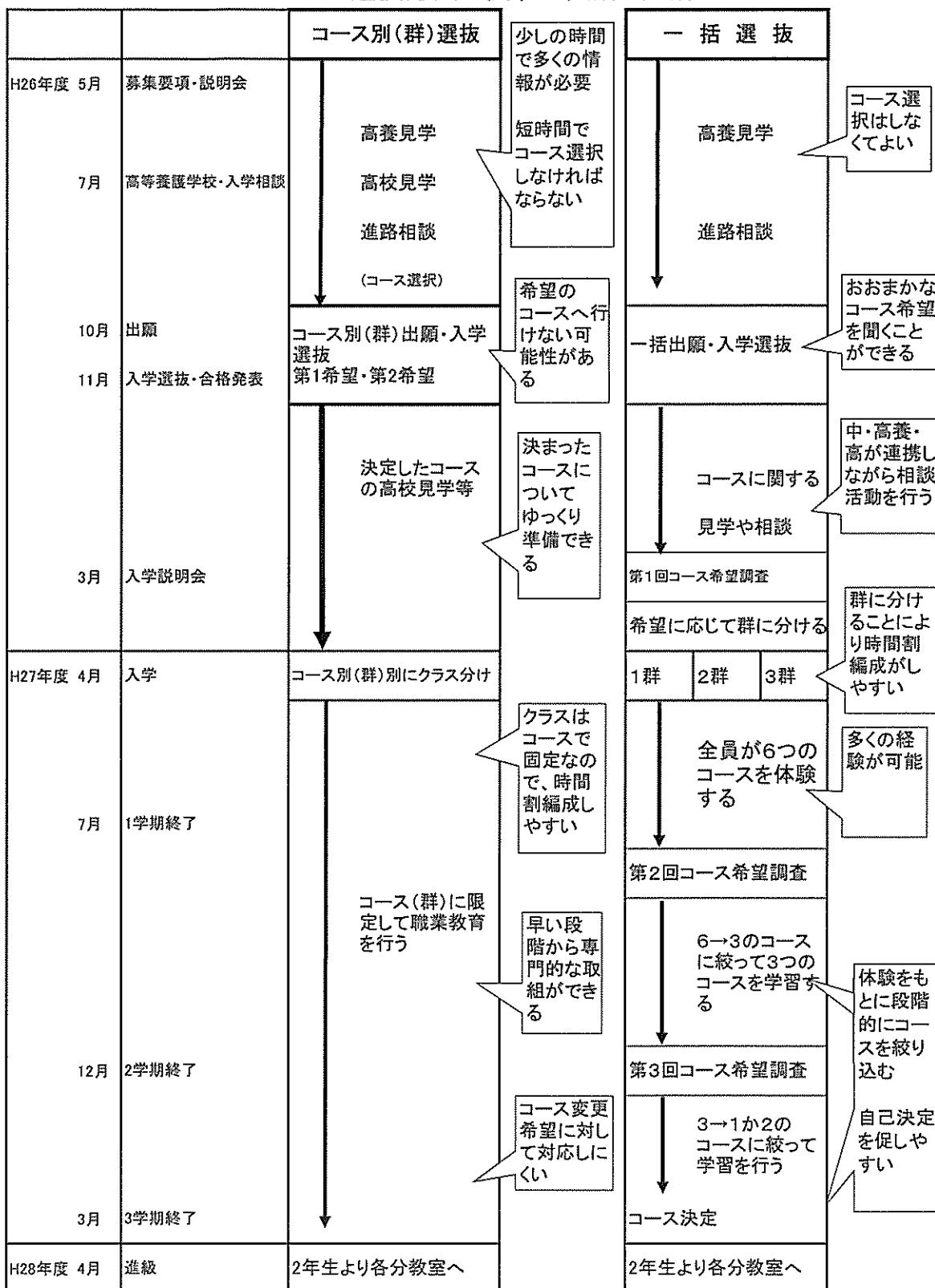


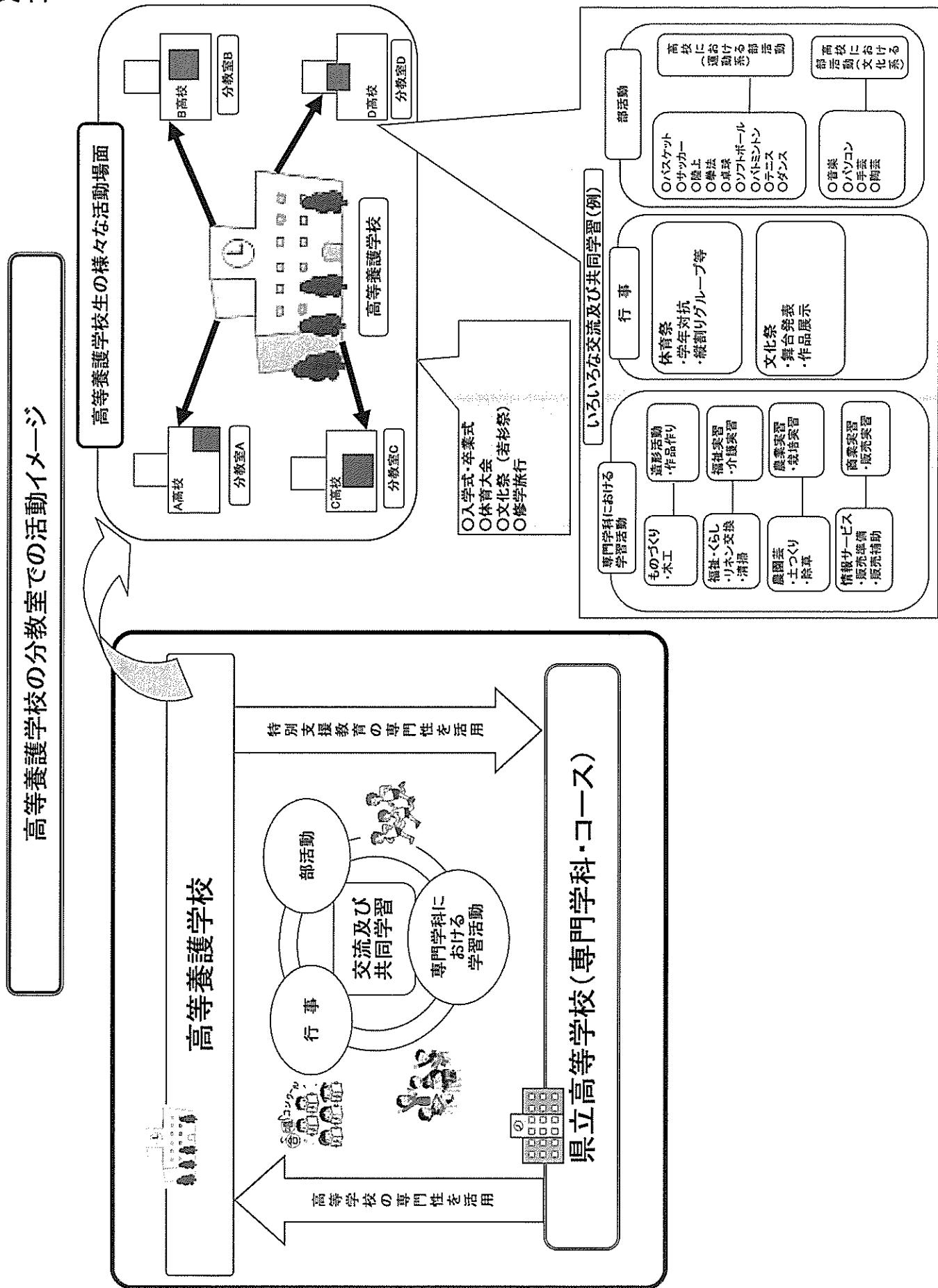
資料 4

分教室で学習を開始する時期・コースを選択する時期についての長所と短所

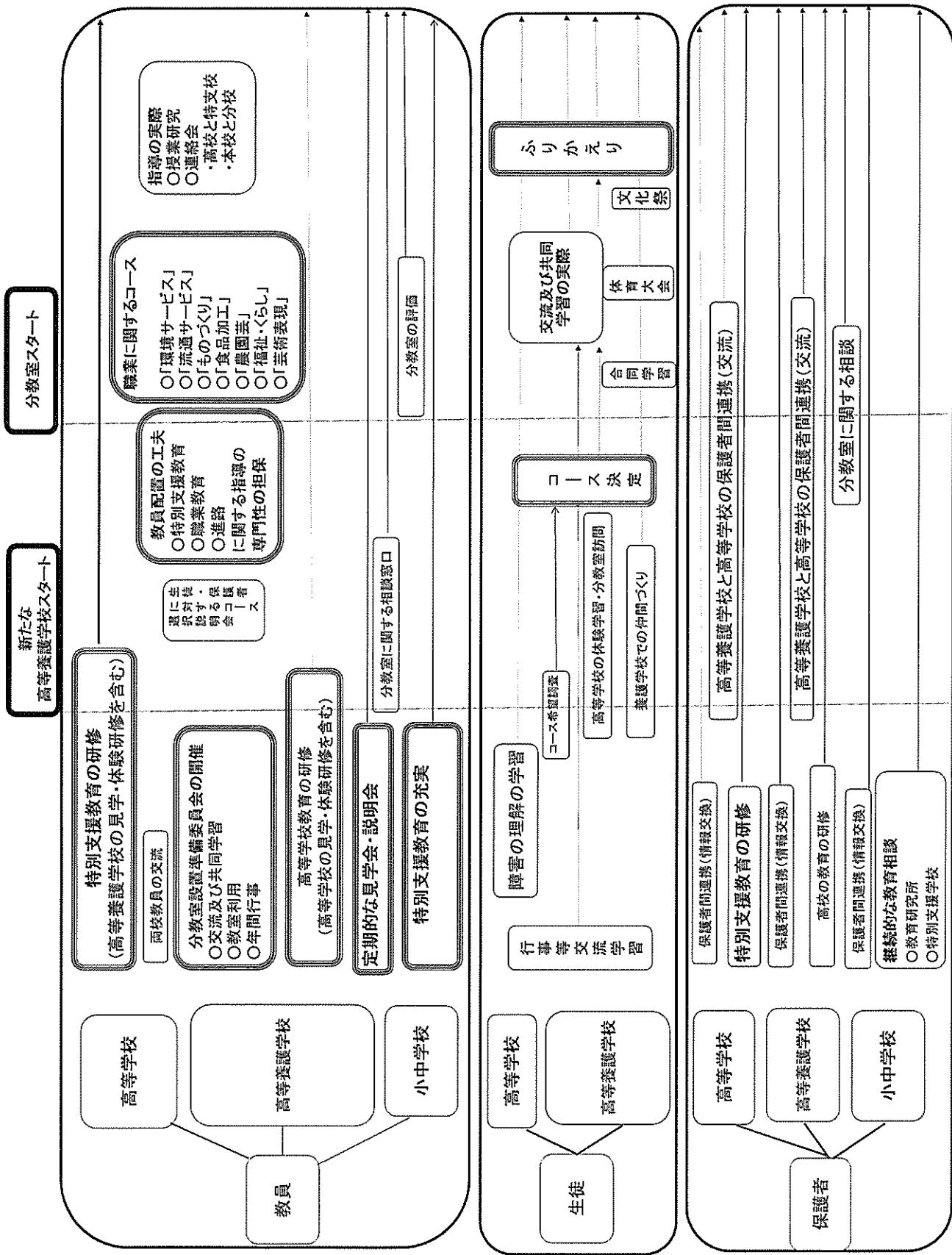
	対象	出願時にコース選択し、 1年生から各分教室で学習	入学後、1年かけてコース選択を行い、 2年生から分教室で学習
長 所	生徒	<ul style="list-style-type: none"> ①入学時から選択したコースに分かれるので、学習内容の見通しがもちやすい 	<ul style="list-style-type: none"> ①様々な体験学習が可能で、体験の中から興味・関心に応じた学習を選択できる。また、繰り返しの体験により、イメージをもって、コース選択を柔軟に考えられる
	教員	<ul style="list-style-type: none"> ②早い時期から、高等養護学校生徒と高等学校生徒が、共に学ぶことにより、お互いを知り合う機会を設けることができる 	<ul style="list-style-type: none"> ②高等養護学校、高等学校それぞれの学校で、集団づくりを行った後なので、安心感をもって2年生から交流及び共同学習ができる
	保護者	<ul style="list-style-type: none"> ①専門的な取組が早期からできる 	<ul style="list-style-type: none"> ①1年間かけて、コース選択に関する情報提供ができる
	生徒	<ul style="list-style-type: none"> ②生徒がコース別に分かれ、少人数なので、時間割編成がしやすい 	<ul style="list-style-type: none"> ②生徒に様々な経験をさせる中で、生徒の適性が見極めやすい
	教員	<ul style="list-style-type: none"> ①通学方法を加味して、コース選択をさせやすい 	<ul style="list-style-type: none"> ①十分に各コースの見学や体験を行え、保護者としてより本人に適したコースの検討が可能になる
	保護者	<ul style="list-style-type: none"> ②高等学校の保護者との連携が取りやすい 	<ul style="list-style-type: none"> ②高等養護学校の保護者と連携しやすい
短 所	生徒	<ul style="list-style-type: none"> ①中学3年の早い段階から、コース選択しなければならず、入学が確定していない中学校段階で体験を重ねても、かえって混乱を招く恐れがある 	<ul style="list-style-type: none"> ①2年生から、新たな集団づくりが必要になる
	教員	<ul style="list-style-type: none"> ②高等養護学校生徒も高等学校生徒も、同時期に集団づくりを行うので、お互いの不安が高くなりやすい 	
	保護者	<ul style="list-style-type: none"> ①中学校段階で、コース選択(進路指導)ができるか、中学校の教員にとって不安や負担感が大きい 	<ul style="list-style-type: none"> ①1年生の1年間で、コース選択(進路指導)しなければならず、高等養護学校の教員にとって不安や負担感が大きい
	教員	<ul style="list-style-type: none"> ②入学時から限定されたコースで学習を行うので不具合が出た時、変更のための指導がしにくい 	<ul style="list-style-type: none"> ②職業に関する専門的な学習を、2年間で行わねばならない
保護者	生徒	<ul style="list-style-type: none"> ①中学校段階では、コース選択に関わる十分な情報が得られにくい 	<ul style="list-style-type: none"> ①高等学校の保護者との連携が取りにくい
	教員	<ul style="list-style-type: none"> ②高等養護学校生でありながら最初から高等学校に通うので、高等養護学校の保護者と連携が取りにくい 	

コース選択方法に関する長所と短所





高等養護学校分教室を円滑にスタートさせるために



分教室を設置する高等学校の要素について

学校のもつ
雰囲気

職業教育の内容

興味・関心

施設・設備

共同学習など

学校の規模

男女比

友だち関係

部活動など

駅からの距離

通学時間

乗り換え回数など

通いやすさ
交通の便

分教室設置協議会設置要綱

(目的)

第1条 職業教育に関する専門性の共有とインクルーシブ教育の推進をめざして、奈良県立高等学校に高等養護学校の分教室を設置するための協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次の事項等を所掌する。

- (1) 新たなコース設置に関すること
- (2) 分教室設置校に関すること
- (3) その他必要な事項に関すること

(設置期間)

第3条 この要項施行の日から平成26年3月31日までとする。

(構成)

第4条 協議会は、7名の委員で構成する。

- 2 協議会に会長及び副会長を置く。
- 3 会長及び副会長は、委員の互選とする。
- 4 会長は協議会を主宰し、必要に応じて会員を招集する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(部会等)

第5条 会長は、専門的事項又は特定の事項について検討するため、必要に応じて部会等を置くことができる。

- 2 部会等の設置、廃止、部会等の委員の任免等は、会長が決定する。

(事務局)

第6条 協議会の事務局を、県教育委員会事務局学校教育課に置く。

- 2 協議会の庶務は、事務局において担当する。

(その他)

第7条 この要項に定めるものほか、協議会の設置、運営に関して必要な事項が生じた場合は、協議会で協議のうえ決定する。

附則

この要項は、平成25年9月1日から施行する。

資料 10

高等養護学校分教室設置協議会委員名簿

氏 名	所 属・職 名
◎ 飯田 順三	公立大学法人奈良県立医科大学教授（児童精神科医師）
○ 河合 淳伍	元 国立大学法人奈良教育大学特任教授
松本 喬	奈良県産業教育振興会理事長（奈良県立奈良朱雀高等学校校長）
玉井 良忠	奈良県特別支援学校長会会长（奈良県立明日香養護学校校長）
山本 有加里	奈良県高等学校PTA協議会代表（県立榛生昇陽高等学校PTA会長）
向川 真純	地域教育力サミット第3部会委員
吉田 育弘	県教育委員会事務局 理事

◎ 委員長 ○ 副委員長

資料 11

高等養護学校分教室設置協議会の会議の経過

会議名	開催日	主な協議内容
第1回 協議会	9月17日	・分教室を設置することの意義 ・職業に関する新たなコース案
第2回 協議会	10月3日	・目指したい分教室と分教室での学習 ・柔軟な体制
第3回 協議会	10月24日	・円滑にスタートさせるための取組 ・分教室を設置する高等学校の要素
第4回 協議会	12月13日	・分教室を設置する具体的な高等学校の候補 ・よりよい分教室とするために

「奈良県の特別支援教育検討委員会」構成委員 (平成22年4月から11月)

学識経験者

公立大学法人奈良県立医科大学 教授 (飯田順三委員長)
国立大学法人奈良教育大学特別支援教育研究センター特任教授 (河合淳伍副委員長)

関係教育機関の職員

奈良県都市教育長協議会 会長
奈良県町村教育長会 会長
奈良県特別支援教育研究会 会長
奈良県特別支援学校長会 会長

関係行政機関の職員

高田こども家庭相談センター 所長
奈良県健康福祉部障害福祉課 課長補佐

保護者等・関係団体の代表

奈良県高等学校PTA協議会 副会長
奈良県PTA協議会 副会長
奈良県手をつなぐ育成会 学齢部会長
奈良県肢体不自由児(者)父母の会連合会 会長・副会長

高等養護学校分教室設置協議会事務局
(奈良県教育委員会事務局特別支援教育係内)

〒630-8502 奈良市登大路町30番地

TEL 0742-22-1101(内線 5267)

0742-27-9856(直通)

FAX 0742-23-4312

教育委員会ホームページアドレス

http://www.pref.nara.jp/dd_aspx_menuid-1691.htm